

令和 4 年第 4 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 4 年 9 月 1 6 日）

議第 1 0 8 号 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
について

[担当課：人事課]

国家公務員法等の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行う。

1 岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 職員の定年を次のとおり段階的に引き上げる。

	改正前	改 正 後				
		令和 5・ 6 年度	令和 7・ 8 年度	令和 9・ 10 年度	令和 11・ 12 年度	令和 13 年 度 以 後
一般職員	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
医 師 ・ 歯科医師	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

ア 管理監督職（※）の職員は、原則として 6 0 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる。

※ 次に掲げる職（医師・歯科医師が占める職等の一定の職を除く。）

- ・ 管理職手当を支給される職員が占める職
- ・ 主幹教諭及び指導教諭
- ・ 国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの教授
- ・ 警視又は警部の階級にある警察官 等

イ 公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、次のとおり引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

(ア) 職務の遂行上の特別の事情等がある場合は、もともと就いていた管理監督職に留任させることができる（最長 3 年まで延長可能）。

- (イ) 特定管理監督職群（※）に属する管理監督職を占める場合は、もともと就いていた管理監督職に留任させるか、同一の特定管理監督職群に属する他の管理監督職に降任又は転任させることができる（定年退職日まで延長可能）。

※ 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情があるもの

- (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

- (1) 当分の間、職員の給料月額は、原則として、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額の7割とする。
- (2) 当分の間、管理監督職勤務上限年齢制により降任又は降給を伴う転任をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。
- (3) 1(3)により採用する定年前再任用短時間勤務職員の給与及び勤務条件（任期を除く。）は、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

3 岐阜県職員退職手当条例の一部改正

- (1) 60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- (2) 2(1)又は(2)により給料月額が減額される職員が不利にならないよう、当分の間、ピーク時特例（※）を適用して退職手当を算定する。
※ 給与改定以外の事情で給料月額が減額されたことがある場合に、退職手当の計算に不利益が生じないように、ピーク時までの期間とピーク時後退職時までの期間に分けて算定
- (3) その他所要の規定の整理を行う。

- 4 岐阜県職員の再任用に関する条例の廃止
 - (1) 職員の定年が引き上げられることに伴い、現行の再任用制度を廃止する。
 - (2) 定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置する。

- 5 次の8条例について、所要の規定の整理を行う。
 - (1) 岐阜県職員の分限に関する条例
 - (2) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
 - (3) 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例
 - (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - (5) 岐阜県職員の育児休業等に関する条例
 - (6) 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (7) 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - (8) 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例

(一部を除き、令和5年4月1日から施行)

議第109号 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：情報システム課]

- 1 知事が行う次の2事務について、申請者の利便性の向上のため、個人番号（マイナンバー）を利用して必要な特定個人情報（※）の提供を市町村等から受けることとし、申請に係る添付書類（所得課税証明書等）を省略することができるようにする。

※ 個人番号をその内容に含む個人情報

- (1) 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例による奨学金の貸与に関する事務
- (2) ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の患者に対する医療費の助成に関する事務

- 2 申請者の利便性の向上のため、知事が保有する一定の特定個人情報を1(1)の事務の処理のために利用することができることとし、申請に係る添付書類を省略することができるようにする。

（令和5年4月1日から施行）

議第110号 岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例について

[担当課：環境生活政策課]

自然公園法の一部改正に鑑み、県立自然公園（以下「自然公園」という。）について次のとおり規定の整備を行う。

- 1 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設する。
 - (1) 自然公園をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
 - (2) (1)の協議会において自然体験活動促進計画を作成したときは、知事の認定を申請することができる。
 - (3) (2)の認定を受けた計画に係る自然体験活動促進事業については、特別地域等における行為に係る許可等を不要とする。
- 2 1と同様、利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設する。
- 3 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、野生動物（鳥類又は哺乳類に限る。）への餌付け等当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する。
- 4 次の場合は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 1及び2の認定を受けた者が、計画の実施状況等に関し、知事が求めた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
 - (2) 職員の指示に従わないで、みだりに3の行為をしたとき
- 5 自然公園の特別地域内において知事の許可を受けずに工作物の新築等の行為をしたときの罰則を、次のとおり引き上げる。

【変更前】 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

【変更後】 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(令和5年4月1日から施行)

議第 1 1 1 号 岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

[担当課：地域福祉課]

次の市町の区域における民生委員の定数について、それぞれ次のとおり変更する。

市町の区域	定 数	
	現 行	改 正 後
大垣市	3 5 9 人	3 6 7 人
高山市	2 2 7 人	2 2 8 人
関市	2 0 1 人	2 0 2 人
各務原市	2 3 0 人	2 3 1 人
瑞穂市	8 2 人	8 3 人
飛驒市	8 2 人	8 1 人
神戸町	3 4 人	3 9 人
輪之内町	2 0 人	2 2 人
揖斐川町	7 3 人	7 0 人

(令和 4 年 1 2 月 1 日から施行)

議第 1 1 2 号 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立ひまわりの丘（※）の障害者支援施設を、社会福祉法人岐阜県福祉事業団に移譲するため、所要の規定の整備を行う。

※ 障害者支援施設及び障害児入所施設がある。

(令和 5 年 4 月 1 日から施行)

議第 1 1 3 号 岐阜県証紙条例の一部を改正する条例について

[担当課：出納管理課]

次の方法により使用料及び手数料を納付する場合は、証紙徴収の方法によらないこととする。

- 1 インターネットバンキング等の一定の情報通信技術を利用して自ら納付する方法
- 2 指定納付受託者（※）に委託して納付する方法

※ クレジットカード、電子マネー等の事業者で地方自治法の規定に基づき知事が指定するもの

(公布の日から施行)

議第114号 新愛岐大橋下部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共地域連携推進事業新愛岐大橋下部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 874,500,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
- 5 工事の場所 一般県道扶桑各務原線
各務原市鶉沼大伊木町地内
- 6 工事の概要 橋りょう下部工
橋脚 4基

議第115号 新藍川橋下部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共道路改築事業新藍川橋下部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,061,500,000円
- 4 契約の相手方 市川・玉田特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市鹿島町6丁目27番地
株式会社市川工務店
岐阜市大洞1丁目16番11号
玉田建設株式会社
- 5 工事の場所 主要地方道川島三輪線
岐阜市加野地内
- 6 工事の概要 橋りょう下部工
橋脚 1基

議第116号 長良川^{しんきょう}新橋下部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共社会資本整備総合交付金事業長良川新橋下部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,210,000,000円
- 4 契約の相手方 T S U C H I Y A ・ 岐建特定建設工事共同企業体
構成員
大垣市神田町2丁目55番地
T S U C H I Y A 株式会社
大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
- 5 工事の場所 一般県道大垣江南線
安八郡安八町森部地内
- 6 工事の概要 橋りょう下部工
橋脚 2基

議第117号 都市計画道路新所平島線^{しんしょへいじま}立体交差新設工事の委託契約について

[担当課：都市整備課]

- 1 契約の目的 公共社会資本整備総合交付金事業都市計画道路新所平島線立体交差新設工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 7,915,600,000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
- 5 工事の場所 都市計画道路新所平島線
羽島郡岐南町徳田及び平成地内
- 6 工事の概要 ^{かん}函体工 一式

議第118号 多治見警察署庁舎建築工事の請負契約について

[担当課：警察本部装備施設課]

- 1 契約の目的 多治見警察署庁舎建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,855,700,000円
- 4 契約の相手方 岐建・中島・舘林特定建設工事共同企業体
構成員
大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
中津川市加子母1005番地
株式会社中島工務店
土岐市土岐津町土岐口1956番地
舘林建設株式会社
- 5 工事の場所 多治見市宝町地内
- 6 工事の概要 庁舎棟
鉄骨鉄筋コンクリート造6階建
延べ面積5,474.51平方メートル
自転車置場
鉄骨造平屋建
延べ面積18.35平方メートル

議第119号 建物の無償譲渡について

[担当課：障害福祉課]

県は、岐阜県立ひまわりの丘の次の建物を無償で譲渡する。

1 譲渡する建物の概要

宿泊棟

所在地 関市桐ヶ丘2丁目3番地
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
延べ床面積 807.24平方メートル

作業棟

所在地 関市桐ヶ丘3丁目2番地
構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
延べ床面積 265.31平方メートル

作業棟

所在地 関市桐ヶ丘3丁目2番地
構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
延べ床面積 193.10平方メートル

2 譲渡の相手方

岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団

議第120号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山548番13ほか26筆
- 2 取得予定面積 12,739,263.09平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、12,727,080.89平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、352,042.43平方メートル））
- 3 所有者 扇間朋子ほか5名
- 4 取得予定金額 40,428,922円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	3筆	1.2ha	1.2ha	0.01%
持分取得する山林	24筆	1,272.7ha	35.2ha	0.20%
合計	27筆	1,273.9ha	36.4ha	0.21%

↓
既取得割合（93.47%）を加えると、93.67%
（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

- ※ { 筆数：今回取得する土地の筆数
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得